

第5章

生涯活躍・共生社会の実現

政策1 健康づくり習慣の定着を進める

政策2 自然に健康になれる地域づくりを進める

政策3 生涯学習を充実する

政策4 文化芸術・スポーツを振興する

政策5 男女がともに輝く社会を実現する

政策6 人権文化を創造する

政策1 健康づくり習慣の定着を進める

目指す姿

- 市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識の下、生涯にわたって自分にあった健康づくりや健康管理を実践し、健やかで心豊かに暮らしています。

現状と課題

- 我が国では、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を目指して、令和5(2023)年度に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を策定しました。現在、「21世紀における第三次国民健康づくり運動」が展開されており、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上を通じて、健康寿命の延伸等を目指した取組が進められています。
- 健康寿命の延伸に向けては、市民一人ひとりが行動変容に努め健康状態を改善していくことが必要であり、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・睡眠」「飲酒・喫煙」「歯・口腔の健康」をはじめとした生活習慣の改善に加え、生活習慣病の発症予防・重症化予防だけでなく生活機能の維持・向上の観点も踏まえた健康づくりが重要となります。
- 本市のアンケート調査によると、健康づくりに関心を持つ人の割合は85%と高い水準にありますが、日頃から健康づくりに取り組んでいる人は63%、運動習慣のある人は36%にとどまっています。また、一定量以上の飲酒をする人、喫煙習慣のある人、食生活に課題を抱える人も一定数存在しており、それぞれの課題に応じた啓発・指導などを実施し、生活習慣の改善につなげていく必要があります。
- 本市では、過去1年間に健診を受けていない人の割合は35%となっています。日本人の死因の約5割ががんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病となっており、その早期発見や重症化予防のために、特定健診をはじめとする各種健診の受診勧奨や、特定保健指導等により継続的に生活習慣を改善していくことが必要です。
- 本市の年間自殺者数は、コロナ禍の令和2(2020)年を除いて10人前後で推移しています。健康問題や経済生活問題、家庭問題など、要因は多岐にわたりますが、コロナ禍での社会経済的な影響や人間関係の変化なども踏まえつつ、こころの健康づくりなど個人への対応とともに、地域社会全体での総合的な対策を進めていくことが必要です。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
日頃から健康に暮らしていると感じる市民の割合	78.3%	↑	78.3%

施策の展開

施策1 健康的な生活習慣の定着を促進します

- 生活習慣病予防やフレイル予防に関する知識の普及を図るとともに、生活習慣病リスクが高い人などを対象に、生活習慣の改善などを啓発します。
- 科学的根拠に基づいた効果的な運動を促す仕組みを整備・活用し、主体的で継続的な運動習慣の定着を促進します。
- 喫煙者に対し禁煙に向けた取組を支援するとともに、県と連携しながら、受動喫煙防止の取組を促進します。

▶ **主な取組**：高齢者の介護予防と保健事業の一体的事業、健康相談・出前講座等の開催

施策2 疾病の予防と早期発見を促進します

- 医療機関と連携し、特定健診や各種がん検診など健康診査の受診を勧奨するとともに、デジタル技術などを活用しながら受診しやすい体制づくりを進めます。
- 健康診査の受診結果を踏まえ、個人の状況に応じた効果的な保健指導や健康相談などを行います。
- 感染症の発生等を予防するため、定期予防接種の実施や任意予防接種の助成を行うとともに、感染症の予防啓発を行います。

▶ **主な取組**：町ぐるみ健診・がん検診等の実施、特定健診の受診促進

施策3 食を通じた健康づくりを促進します

- 関係機関や民間事業者と連携した栄養教室の開催などを通じ、食育に関する正しい知識の普及と、減塩やバランスのとれた食生活の実践を支援します。
- 高齢者のフレイル予防に向け、低栄養対策などの食生活の改善を支援します。
- 歯と口腔の健康づくりを推進するため、歯及び口腔ケアに関する正しい知識の普及啓発と口腔機能の維持向上に取り組めます。

▶ **主な取組**：通いの場におけるフレイル予防の推進、野菜摂取量の増加推進の取組

施策4 メンタルヘルスの向上を進めます

- 自殺者数の減少に向け、地域社会全体での見守り体制づくりを進めていくとともに、関係機関と連携した啓発や相談体制の充実を図ります。
- 睡眠・休息の必要性やアルコール・薬物に関する知識の普及啓発を行うとともに、産後うつや閉じこもりなど個人の状況に応じた支援を行います。

▶ **主な取組**：こころの相談、こころの健康づくり講座の取組



市民に期待される役割

- 定期的に健診(検診)や予防接種を受け、疾病の予防や生活習慣の改善(健全な食生活、適度な運動、心身の休養など)などに取り組めます。
- 身近な人の悩みに気付き、相談窓口や医療機関などの支援につなげます。

政策2 自然に健康になれる地域づくりを進める

目指す姿

- 地域、医療機関、教育機関、行政など、健康に関わる様々な主体の連携の下、地域全体で健康づくりを支える環境づくりが展開され、自然に健康になれるまちになっています。

現状と課題

- 健康寿命の延伸には、自ら健康づくりに積極的に取り組む人だけではなく、健康への関心が低い人を含む、幅広い層に対してアプローチ(ポピュレーションアプローチ)を行うことが重要となります。そのため、市民一人ひとりが無理なく、自然に健康的な行動をとることができるような環境整備を行うことが求められています。また、高齢者を対象とした研究において、社会参加や就労が健康増進につながり、要介護リスク等も低下するといったことが示されており、就労、ボランティア、通いの場等の居場所づくりや社会参加の促進に加えて、より緩やかな関係性も含んだつながりを持つことができる環境づくりを進めていくことが必要です。
- 本市では、介護予防いきいきサロンの開催やおりひめ体操自主グループの活動など、地域が中心となった通いの場づくりを進めており、また、高齢者等が互いに生活を支え合う仕組みづくりや生涯学習等の社会参加の機会の創出にも取り組んでいます。参加者が伸び悩んでいる状況です。地域住民が主体となった活動を強化し、地域の中で誘い合い、支え合える環境づくりを進めていく中で、より多くの人が健康への関心を高め、楽しく健康づくりを継続できるように支援するとともに、就労や地域活動などの社会参加を促進していくことも重要です。
- ポピュレーションアプローチとしては、健幸運動教室や健幸ポイントなど、産学官連携による科学的根拠に基づいた健康増進事業を展開しており、事業参加者の健康寿命が6.6歳若返るなどの成果が上がっています。本事業は国の交付金を活用して実施しており、その終期が令和7(2025)年度に到来すること、また、社会保障費の抑制に向けて参加者の拡大を図る必要があることなどを踏まえ、事業評価手法や事業対象の検討、民間事業者等との連携の拡大など、自立的な事業へと展開を図っていく必要があります。
- 市民一人ひとりの意識と行動の変容に向けては、科学的根拠に基づく健康情報入手・活用できる基盤構築に取り組むとともに、周知啓発の取組を進め、個々の主体的な取組を促進していくことが必要です。また、本市では、医師会等の医療関係団体、大学、企業などと連携して健康増進事業を展開していますが、市内で事業活動を行う企業の主体的な取組を促進するなど、民間活力の更なる活用により、取組の拡大を図っていくことが必要です。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
過去1年間に、月1回以上、友人や仲間と一緒に健康づくりに取り組んだ市民の割合	25.6%	↑	33.0%

施策の展開

施策1 地域主体の健康づくりを推進します

- 地域が主体となる介護予防いきいきサロンの開催や住民によるおりひめ体操自主グループの活動などを支援し、地域での交流や介護予防活動の促進を図ります。
- 健幸アンバサダーや介護予防サポーターを育成し、地域における健康づくり・介護予防活動の普及拡大と仲間づくりを促進します。

▶ **主な取組**：いきいきサロン事業の推進、おりひめ体操の普及拡大、健幸アンバサダー・介護予防サポーターの養成

施策2 高齢者の社会参加を促進します

- 高齢者が豊富な知識や経験を生かせるよう、地域活動やボランティアなどへの参加促進や就業機会の提供を行います。
- 高齢者のニーズに応じた学習活動や地域での交流活動を支援するとともに、リーダー等の人材の養成を進めます。

▶ **主な取組**：老人クラブの運営支援、西脇シニアカレッジの運営、シルバー人材センター運営事業

施策3 健康づくりの支援環境を整えます

- 科学的根拠に基づいた健康情報を発信し、健康づくりに向けた意識の醸成と行動変容を促進します。
- 健康づくりのきっかけとなるイベントの開催や健康づくり行動へのポイント付与など、健康への関心が低い層なども参加したくなる仕掛けづくりを推進します。
- 市民交流施設を中心に健幸運動教室を開催するとともに、地域における健康関連事業者との連携を強化することで、気軽に運動できる環境づくりを進めます。
- 大学や医師会などと連携した専門的な知識・技術の活用や医療・健康情報の収集・分析などを通じて、効果的な健康づくり活動を促進します。

▶ **主な取組**：健幸運動教室・健幸ポイント事業の実施



市民に期待される役割

- 健康情報を積極的に入手し、健康づくり活動を実践するとともに、友人・知人などに取組の輪を広げます。
- 地域の中に高齢者などが気軽に集える居場所をつくり、身近な人などと一緒に健康づくりや介護予防に取り組みます。
- 事業者は、長時間労働の是正や健康診断の実施など、従業員の健康管理に努めます。

政策3 生涯学習を充実する

目指す姿

- 市民一人ひとりが、市民ニーズに合った生涯学習環境の中で「いつでも、どこでも、だれでも」学習活動に取り組み、その学習成果を市民活動や地域社会に還元することで、心豊かに暮らしています。

現状と課題

- 生涯学習は、豊かな人生を送ることができるよう、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本に、生涯を通じて行うものです。教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図るための学習は、長寿化が進展する人生100年時代において、生涯を通じたウェルビーイングの実現にもつながる大切な取組です。子どもや若者、社会人、高齢者など、年齢を問わず学び続け、生涯学習を通じて自らの向上や社会への貢献の意欲を持ち、当事者として地域社会の担い手となる人を尊重する社会を築いていく必要があります。
- 本市においては、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる環境を整え、そこで得られた成果を地域づくりにつなげる生涯学習社会の実現を目指して取組を進めています。しかしながら、仕事や学業以外の学びや活動をしていない方が半数近くを占め、特に小さな子どもを抱える世代でその割合が高くなっています。コロナ禍で普及した新しい生活様式なども踏まえ、オンライン開催や託児サービスの実施など、利用者ニーズに沿った講座開催を検討し、参加者の拡大に努めていくことが必要です。
- 人生100年時代では、一人ひとりの学ぶ時期やキャリアの複線化が予測されていることに加え、社会の持続的な発展を支える人材を育成する観点からモリカレント教育の重要性が高まっています。人生の様々な場面において、地域社会の課題解決や生きがいづくりにつながる学びを行うことができ、得た知識等を生かして地域で活躍する好循環を創出していくため、多様な世代への情報提供や学習成果の可視化、仲間とつながりながら学ぶことができる環境づくりなど、生涯学習の推進体制を確立していくことが必要です。
- 読書は生きる力を身につける上で重要なものであり、生涯学習社会の実現に欠かすことができないものです。本市では、平成27(2015)年度に図書館を移転・新築し蔵書の充実などに取り組んできましたが、その一方で、市図書館をほぼ利用しない人が6割を超えています。また、普段全く読書をしない児童生徒の割合は小学生31%、中学生46%となっており、いずれも国の平均より高くなっています。市図書館の利用促進につながる取組を進めるとともに、教育機関等とも連携しながら読書習慣の定着を図ることが必要です。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
過去1年間に、生涯学習活動を行った市民の割合	26.3%	↑	40.0%

施策の展開

施策1 生涯学習事業を行います

- 現代的・社会的な課題に対応した学習や社会人のスキルアップ等に向けたリカレント教育、高齢者等の交流と生きがいづくりを目指すシニアカレッジなど、市民が生涯にわたって学習する機会を提供・創出します。
- オンライン講座やデジタル教材の活用など、社会教育施設における効果的なデジタル活用を図るとともに、デジタルリテラシーの向上に向けた講座等を開催します。
- 学びへの関心を高め、学習活動の実践へとつながるよう、生涯学習講座や活動団体に関する情報発信を行い、生涯学習のきっかけづくりを行います。

▶ **主な取組**：公民館講座・デジタルリテラシー講座の開催、西脇シニアカレッジの運営

施策2 生涯学習の推進体制を確立します

- 様々な社会教育機関をはじめ、大学等の教育機関や民間企業、地域人材と連携して学習機会を提供します。
- 生涯学習施設について、施設の複合化や多様な資金調達など、民間のノウハウも活用した持続可能な運営に関する研究を行います。
- 学びを通じた人づくり、地域づくり等の中核的な役割を担う人材を育成・配置するとともに、学習成果の地域への還元を促進します。

▶ **主な取組**：学習機会の提供、(公財)西脇市文化・スポーツ振興財団による指定管理事業、生涯学習施設の有効活用の検討、地域学校協働本部事業

施策3 図書館サービスを充実します

- 利用者のニーズに応じた図書を収集・提供するとともに、レファレンスサービスなどを通じ、市民の学習・余暇活動などを支援します。
- 図書館ボランティアなどと連携し、様々な図書館事業を行い、読書に親しむ機会づくりを進めます。
- 子どもの読書活動推進計画に基づき、学校園などと連携しながら、幼少期からの読書習慣の定着に向けた取組を進めます。

▶ **主な取組**：図書資料等の充実、子どもの読書活動の促進、電子図書館の導入検討



市民に期待される役割

- 生涯学習の機会を活用し、意欲的に学習活動に取り組みます。
- 生涯学習で身につけた知識や経験などを、まちづくり活動やボランティア活動などを通じて地域社会に還元するように努めます。
- 図書館を活用して、必要な知識・情報を収集し、生涯学習などに生かします。

政策4 文化芸術・スポーツを振興する

目指す姿

- 多くの市民が、自発的に文化芸術の鑑賞や活動の機会を持つとともに、ライフステージ等に応じたスポーツ活動に取り組むことで、心豊かで文化的・健康的な生活を送ることができています。

現状と課題

- 文化芸術は、創造性を育み、豊かな人間性をかん養するとともに、人と人との心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会をつくっていく力となるものであり、生活に彩りと潤いを与えてくれます。また、スポーツは、次代を担う青少年の体力向上や人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、人と人、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものです。文化芸術・スポーツは、心豊かな生活と健康で活力に満ちた長寿社会の実現に必要なものです。
- 本市では、令和3(2021)年5月に市民交流施設オリナスホールをオープンし、文化芸術等の新たな発信拠点として、劇団四季ファミリーミュージカルを開催するとともに、アートサポーター等と連携した文化イベントなどを開催しました。また、オリンピック・パラリンピックを契機に総合市民センターの改築などにも取り組んでいますが、コロナ禍での様々な制約を背景に、オーストラリア卓球チームの事前合宿は中止、またその他の一部の大会・イベントも中止・休止となりました。
- 西脇市文化連盟や西脇市スポーツ協会を中心に、様々な団体が文化芸術・スポーツ活動に活発に取り組んでいますが、少子化の進行や価値観・娯楽の多様化などにより、文化芸術やスポーツに自ら親しむ人の減少がみられます。また、指導者の高齢化・人材不足や社会教育施設の老朽化などが進んでおり、文化芸術・スポーツ活動の拡大・活性化を図るための基盤が揺らぎつつあります。一方で、生徒数の減少や教職員の長時間労働の是正などを背景に、学校部活動の地域展開が進められており、地域で子どもたちの文化芸術・スポーツ活動などを担っていくことが求められています。このため、新たな指導者等の人材の育成や気軽に文化芸術・スポーツを楽しめる環境の整備など、時代の変化に対応した推進体制を構築する必要があります。
- 人口減少や地域コミュニティの希薄化などに伴い、文化財や伝統文化などの保存・継承が危ぶまれています。こうした中、本市においては、西脇小学校(旧西脇尋常高等小学校)を保存改修し、令和3(2021)年度には国の重要文化財に指定されました。本市に豊富に存在する文化財は、長い歴史の中で培われ守られてきた地域の宝であり、市民の誇りにつながるものです。今後も文化財の適正な保存管理に努めるとともに、次代へと継承していくため、文化財への理解を深める機会を充実していくことが必要です。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
過去1年間に、文化芸術活動をした市民の割合	38.8%	↑	50.0%
過去1年間に、週1回以上、スポーツ・レクリエーション活動をした市民の割合	28.2%	↑	35.0%



施策の展開

施策1 文化芸術活動を支援します

- 多様な文化芸術に触れ、活動成果を発表できる機会を創出するとともに、文化芸術を通じた交流を促進するため、関係団体と連携し魅力あるイベント等を開催します。
- 文化芸術活動を行う団体などの活動や団体相互の交流を支援するとともに、活動の活性化に向け、リーダーや後継者などの人材育成に向けた取組を支援します。
- 文化芸術事業の企画運営を担う団体・グループの活動を支援します。

▶ **主な取組**：文化芸術事業の実施、文化団体の活動・人材育成支援

施策2 スポーツ活動を支援します

- 健康維持のためのスポーツ活動の重要性や必要性を周知するとともに、ライフステージに応じて誰もがいつでも気軽にスポーツ活動を親しむための機会づくりを推進します。
- ライフスタイルの多様化などを踏まえ、個々のニーズや心身の状態に応じて気軽に多様なスポーツを楽しめる機会を創出します。
- スポーツ関係団体の活動支援を行うとともに、指導者やボランティアの育成、スポーツ関係団体のネットワーク化などを進めます。

▶ **主な取組**：各種スポーツ大会の開催支援、各種スポーツ団体の連携強化・組織再編

施策3 文化・スポーツを支える環境を整備します

- 指定管理者制度の活用などにより、効果的・効率的に文化・スポーツ施設を運営するとともに、活動拠点として計画的な整備改修・再編等を行います。
- (公財)西脇市文化・スポーツ振興財団の運営・活動を支援するとともに、地域の文化・スポーツの振興に向けて連携を強化します。
- 子どもたちが文化・スポーツに継続して親しみ、健やかな成長の機会を確保するため、学校・地域が連携・協働し、部活動の地域展開に向けた環境づくりを進めます。

▶ **主な取組**：市民交流施設等の管理運営、文化・スポーツ施設の整備・機能充実、中学校部活動の地域展開

施策4 文化財の保存・活用を推進します

- 指定文化財等の保存管理を適切に行うとともに、観光資源や教育資料としての活用を図ります。
- 未指定文化財の調査等を実施するとともに、価値ある文化財の保存・活用を図ります。
- 郷土資料館で特別展や郷土史講座を開催し、地域の文化財や伝統文化を学ぶ機会を提供します。
- 文化財を保存・活用するための取組を計画的に進め、歴史文化を後世に伝え、文化財を生かしたまちづくりと地域活性化を図るため、文化財保存活用地域計画を策定します。

▶ **主な取組**：資料館特別展の開催、文化財の調査、保存及び活用

政策4 文化芸術・スポーツを振興する



市民に期待される役割

- 文化芸術に関心を持ち、作品・芸能の鑑賞や創作活動に取り組みます。
- 気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康づくりや仲間づくりに取り組みます。
- 地域の様々なスポーツイベントに、選手・ボランティア・観客として積極的に参加します。
- 文化財や伝統文化への関心を深め、歴史的な価値を学ぶとともに、後世に受け継いでいきます。



I 西脇市の概要

II 序論

III 基本計画

IV 総合戦略

V 計画の推進

VI 資料編

政策5 男女がともに輝く社会を実現する

目指す姿

- 性別にかかわらず一人ひとりの個性と能力が発揮され、お互いに支え合うことで、男女がともに輝く社会になっています。

現状と課題

- 我が国においては、男女共同参画・女性活躍の推進を政策の柱に据え、官民を挙げた取組が進められており、その結果、女性就業者数は増加し、いわゆる「M字カーブ」の問題は解消に向かいつつありますが、一方で出産を機に女性が非正規雇用化する「L字カーブ」の問題などは解消されていません。こうした現状の背景には、家事・育児等の無償労働時間の女性への偏りや長時間労働を前提とした労働慣行、固定的な性別役割分担意識といった、人々の日々の生活や意識に根差した構造的な問題があるとされています。
- 本市では、令和3(2021)年度に西脇市男女共同参画基本プランを改定し、一人ひとりの人権と個性が尊重され、男女が共に輝く社会の実現に向けて、男女共同参画の意識啓発等の様々な取組を展開していますが、固定的な性別役割分担意識は十分に払拭できていない現状にあります。また、「結婚や出産を機に仕事を辞めた経験」や「1日当たりの家事・育児に費やす時間」は女性が圧倒的に多いため、育児・介護休業などの制度整備に加えて、保育・介護サービスの社会的支援体制の充実や、家事・子育ての役割分担の促進などが必要とされています。
- 社会制度や慣行が男女のどちらか一方に不利に働くような状況や、固定的な性別役割分担意識や偏見、また過去の差別や経緯に起因して生じた男女の格差を解消していくためには、男女それぞれに与える影響を考慮した政策や方針を推進する必要があり、審議会等において女性の積極的な登用を図るなど、指導的立場や政策・方針決定の場への女性参画の機会を確保していくことが重要です。
- 支援を必要とする女性が抱える問題の多様化・複雑化を背景に、令和6(2024)年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されました。生活困窮、性暴力、家庭関係破綻など、困難な問題を抱える女性が、意思を尊重されながら、個々の事情に応じた最適な支援が受けられるよう、相談支援体制を整備する必要があります。
- DV(ドメスティック・バイオレンス)やハラスメントは、個人の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害です。特にDVは、社会の構造的な問題を背景に、被害者の多くが女性となっています。国においては、令和5(2023)年度に配偶者暴力防止法を改正して支援強化を図っており、本市でも、DVの発生予防とともに、男性を含めた被害者の早期発見と安全確保に向けた取組が必要です。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する市民の割合	78.1%	↑	83.0%

施策の展開

施策1 性別による固定的な役割分担意識を解消します

- 性別にかかわらず、互いの人権を尊重し、多様な価値観を認め合えるよう、男女共同参画意識を育む啓発や学習の充実を図ります。
- 男性が家事・子育て・介護等に積極的に参画できるよう、市民活動グループとの協働により、男性向けの講座やイベントを開催します。
- 地域や事業所等での女性登用拡大に向け、学習機会の提供や啓発活動を行います。
 - ▶ **主な取組**：女性リーダーの養成、自治会等への女性役員選出に向けた啓発

施策2 女性が活躍できる就業環境を整えます

- 経済団体などと連携し、男女の均等な雇用機会や待遇の確保、育児・介護休業制度の導入など、職場環境整備を促進します。
- 県や関係機関と連携して、女性管理職登用への取組を促進するとともに、ひょうご女性活躍推進企業(ミモザ企業)などの認定に向けた啓発・支援を行います。
- 女性の就労、起業・創業や女性起業家の成長・発展を促進するため、情報提供や相談窓口の設置、学習機会の充実に取り組みます。
 - ▶ **主な取組**：就労・起業相談等の実施、ミモザ企業等の認定に向けた啓発・支援

施策3 男女共同参画の推進体制を整えます

- 男女共同参画センターを中心に、多様な講座の開催や相談業務などを充実するとともに、啓発資料の収集・提供を行います。
- 政策形成過程における女性の意見反映を図るため、審議会等への女性の登用を推進します。
 - ▶ **主な取組**：男女共同参画センター事業の実施、政策形成過程への女性参画の促進

施策4 DV等の困難な問題を抱える女性を支援します

- DV等の人権侵害行為の根絶に向けた啓発活動を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関と連携して、DV被害者に対する相談・保護体制の充実と自立支援を進めます。
- 児童生徒に対して、デートDVに関する学習機会の提供や啓発を行います。
- 女性相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携により、支援を必要とする女性の早期把握・早期支援を行います。
 - ▶ **主な取組**：配偶者暴力相談支援センターの運営、デートDV等出張授業の実施、女性相談支援員の配置、女性相談の実施



市民に期待される役割

- 男女共同参画に関する理解を深め、性別にかかわらず、お互いの存在を尊重し合います。
- 性別にかかわらず、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組みます。
- DV被害などを見過ごさず、思いやりの心を持って相談窓口や支援につなげます。

政策6 人権文化を創造する

目指す姿

- 人権文化が日常生活の中で根付き、全ての市民の人権が尊重されています。

現状と課題

- 人権の尊重は、人間が人間らしく幸福に生きるために必要なことであり、誰もが社会の中で幸せに生きていくためには、お互いに人権を尊重し合い、それぞれの多様なあり方をお互いに認め合うことが重要です。
- 我が国では、平成28(2016)年の障害者差別解消法やヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の施行など、人権尊重社会の実現に向けた法整備が進められており、令和5(2023)年には性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行されました。一方、働く人の人権問題やインターネット上での人権侵害など、社会環境の変化に伴って新たな課題も発生しており、その対応が求められています。
- 本市では、近年の人権をめぐる状況の変化による新たな課題の発生などを踏まえ、令和4(2022)年度に人権教育及び啓発に関する総合推進指針を改定し、人権尊重のための教育及び啓発に関わる施策の総合的な推進を図っています。毎年8月を「人権文化をすすめる市民運動」推進強調月間と定め、市内各地区の講演会など様々な人権啓発活動を展開しているほか、人権教育・啓発の指導者の育成や人権感覚を磨くための体験活動などを実施しており、市民が主体となって人権意識の高揚を図っています。
- 市内の隣保館では、人権に関連する各種事業を実施しているほか、地域のコミュニティの拠点として地域住民の交流の場となっていますが、コロナ禍により減少した施設利用者数や教養講座受講者数の回復、施設・設備の老朽化などが課題となっています。人権に関連する新たな課題への対応、時代に応じた講座内容の検討・実施などを進めるほか、より幅広い世代の様々な活動の場として利用されるよう機能の充実を図る必要があります。
- 我が国は、第二次世界大戦という悲惨な経験を糧に戦争のない社会を創り上げてきました。一方、世界を見てみると、民族や宗教観での対立や偏見・差別が存在し、そのことが新たな紛争を引き起こしているという現状があり、戦争の悲惨さや平和の大切さを認識し、平和への意識を高めていく必要があります。また、日本には以前から外国人住民が生活していましたが、近年は深刻化している人手不足の解消に向けて外国人材の受入れ拡充が図られており、地域社会においても外国人住民との接点が増加傾向にあります。国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員としてともに生きていこうとする多文化共生を進めていく必要があります。

まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
市内では、全ての人の人権が尊重されていると感じる市民の割合	30.0%	↑	42.0%



施策の展開

施策1 人権文化をすすめる市民運動を推進します

- 市民・地域を主体とした人権啓発活動を担う市人権教育協議会等の活動を支援します。
- 関係団体などと連携しながら、学校園・職場・地域など様々な場における学習会や研修会を開催するとともに、あらゆる世代が参加しやすい環境づくりを進めます。
- 人権感覚を磨き、人権問題を自分事として受け止めることができるよう、体験活動を取り入れた学習を推進します。
- 人権啓発・教育を進めるための効果的な指導方法について学習する場を設け、地域や職場などで人権啓発を担う人材の育成を図ります。

▶ **主な取組**：市人権教育協議会等の活動支援、「人権文化をすすめる市民運動」推進強調月間講演会の開催、各種人権研修の実施、ジュニアじんけん教室の実施

施策2 身近な人権の理解を広げます

- 人権を身近に感じ、人権意識を高めていくために、市ホームページでの情報発信や親しみやすい啓発資料の作成・配布を進めます。
- インターネット上の人権侵害の早期発見・拡散防止に向けて、モニタリングを実施します。
- 県のパートナーシップ制度の趣旨や仕組みを周知するとともに、当事者が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

▶ **主な取組**：人権啓発資料の作成・配布、県パートナーシップ制度の周知・利用しやすい環境づくり

施策3 隣保館活動を充実します

- 各種講座や相談業務を行うとともに、地域に密着した人権啓発拠点及び住民交流・地域活動の中心となるコミュニティセンターとして、隣保館活動の充実を図ります。

▶ **主な取組**：教養講座・相談事業等の実施、人権問題に関する啓発及び広報活動の実施

施策4 多文化共生と平和の意識を高めます

- 体験活動・交流会や講演会等を通じ、国際理解・異文化理解を深めます。
- 日本語学習の機会提供ややさしい日本語での情報提供など、外国人住民が暮らしやすい環境づくりを進めます。
- 平和を愛する心を育み、その尊さを学ぶ機会を提供するなど、平和への意識の普及と高揚を図ります。

▶ **主な取組**：異文化交流事業の実施、日本語教室の開催支援、平和展の開催



市民に期待される役割

- 人権に関する講演会や研修会に積極的に参加し、様々な人権課題に対する理解を深め、人権意識を高めます。
- 多文化共生社会を実現するため、国際理解や異文化理解を深めるよう努めます。
- 平和の大切さに対する意識を高め、次の世代にその意識を受け継いでいきます。

第6章

多様な主体による地域自治の確立

政策1 参画と協働のまちづくりを進める

政策2 持続可能なコミュニティをつくる

政策3 開かれた市政を行う

政策4 西脇への関心を高める

政策1 参画と協働のまちづくりを進める

目指す姿

- 市民一人ひとりが、地域社会に関心を持ち、住んでいる地域の現状や課題への理解を深めながら、主体的にまちづくりに取り組んでいます。

現状と課題

- 我が国では、人口減少や少子高齢化の急速な進行に加えて、高齢者単身世帯の増加などの世帯構成の変化、定年延長による就業期間の伸長、女性の社会進出の増加などにより、家庭環境や社会環境が大きく変化しています。こうしたことを背景にライフスタイルや価値観、市民ニーズが多様化・複雑化しており、市内においても市街地と農村地域では抱える課題が異なっているのが現状です。
- 行政資源が縮小する中、多様化・複雑化する市民ニーズに対応していくためには、これまでの行政による均一のサービス提供では限界があり、補完性の原則に基づく地域の実情に応じたきめ細かな対応が必要になっています。公共的なことは行政に委ねるという考え方を見直し、市民、自治会、NPO法人、事業者など地域に関わる全ての主体が、担い手として積極的に地域社会に参画する必要があり、また、それぞれが役割と責任を果たすことにより、地域社会全体で公共・公益を担っていくこと、つまり「新しい公共」を広げていくことが求められています。このため、行政として、サービスの提供主体としての役割に加えて、「新しい公共」の担い手相互間の協力関係を構築するとともに、その活動の活性化・持続性確保に向けた支援や環境整備を行うことが求められています。
- 本市においては、平成17(2005)年の参画と協働のまちづくりガイドラインの策定、平成25(2013)年の自治基本条例の施行など、参画と協働のまちづくりを市政運営の柱に据えて取組を進めてきました。引き続き、こうした取組の必要性について市民に理解を広げていくとともに、情報公開・情報共有の推進と合わせて、政策形成過程などへの市民参画の機会を確保することにより、地域社会に関心を持ち、地域の将来を自分事(ワガコト)として感じられる人が地域に広がっていくことが期待されます。
- 若い世代の声を政治に反映していくため、平成27(2015)年に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。令和3(2021)年度の第49回衆議院議員選挙では、全体の投票率が約56%であるのに対して、10歳代の投票率は約43%と、20歳代に次いで低い水準となっており、若い世代が政治に関心を持てるような取組を進めていく必要があります。また、過疎地域等で投票立会人の確保が難しくなっている現状から鳥取県が提案した「オンライン投票立会人」が一部容認されています。投票の公平性や信頼性の確保を前提としつつ、ICTの活用なども検討しながら、投票しやすい環境づくりと投票事務の効率化を進めていく必要があります。

まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
住んでいる地域のことに興味がある市民の割合	54.0%	↑	66.0%



施策の展開

施策1 参画と協働の意識を高めます

- 自治基本条例や参画と協働のまちづくりガイドラインに基づき、市民のまちづくりへの主体的な参加を促進します。
- 参画と協働の必要性などを普及啓発するため、まちづくりに関するセミナーや講座などを開催するとともに、市民・団体同士の交流とネットワーク化を促進します。
- 市職員の参画と協働への意識を高めるとともに、地域活動への参加を促進します。

▶ **主な取組**：自治基本条例の啓発、まちづくり講座の開催、参画・協働研修の実施

施策2 市政への市民参画の機会を充実します

- 審議会等の委員公募やパブリック・コメント、アンケート調査の実施など、多くの市民が自主的・主体的に市政に関わる機会を創出します。
- 地域における課題などの認識共有を進めるため、まちかどミーティングなどの市民と行政の意見交換の機会をつくれます。

▶ **主な取組**：審議会等の設置・運営、委員公募の実施、まちかどミーティングの開催

施策3 選挙制度への理解と関心を高めます

- 主権者意識の高揚を図るため、各種啓発活動を実施するとともに、SNSの活用や学校との連携など、若い世代の投票率の向上に向けた取組を進めます。
- 投票所におけるバリアフリー化、合理的配慮の推進とともに、ICTの活用や期日前投票所等の拡充に向けた研究などにより、誰もが投票しやすい環境づくりに努めます。

▶ **主な取組**：若年層への啓発の実施、高等学校での選挙出前授業の実施



市民に期待される役割

- 地域社会の現状や課題などについて理解を深め、まちづくりや市政への関心を高めます。
- 市民意見を反映する機会や制度を活用し、自主的・主体的に市政に関わります。
- 選挙制度を正しく理解し、選挙に関心を持ち、投票を行います。

政策2 持続可能なコミュニティをつくる

目指す姿

- 地域自治組織をはじめとした多様な主体が連携・協働し、地域課題の解決に向けて、自主・自立のまちづくり活動が行われています。

現状と課題

- 本市では、各地区のまちづくり団体により地区まちづくり計画が策定され、様々な活動が展開されています。特に、市街化調整区域等の農村地域では、地域自治協議会の設立・運営が先行しており、地域課題の解決に向けた取組が進められています。また、市民のまちづくり活動への参加状況については、コロナ禍で一時的に停滞したものの、その後は回復傾向にあり、持続的な取組が進んでいます。一方で、まちづくり団体の中には、人材の不足や高齢化が進行しており、活動内容が固定化している状況も見受けられます。このため、新たな人材の育成・確保を進めるとともに、まちづくり団体において、それぞれの地域課題の共有を図った上で活動内容の見直しを進め、実践していくことが求められています。
- 本市には5つのコミュニティセンターがあり、まちづくり活動や住民交流の拠点施設として活用されています。しかしながら、一部の施設・設備では老朽化が進行していることから、長寿命化や改修などを進め、必要な機能の強化を図るとともに、公共施設の適正化の観点から将来を見通した議論を進め、他の交流施設・機能との整理統合等を図っていくことが必要です。
- 市民自らが地域や社会の課題に取り組み、解決しようとする活動が活発化しており、福祉、環境、まちづくりなど様々な分野で展開されています。市民ニーズが多様化・複雑化する中で、特定の課題に対し高い専門性を発揮しながら活動する市民団体に対する期待は高まっており、各団体の自発性・自立性を尊重しつつ、課題解決のための様々な支援と、活動促進に向けた環境づくりを行うことが必要となります。
- また、地域が主体となったまちづくり活動や市民活動は各分野で活発に行われていますが、こうした取組が持続可能な形で展開されていくことが重要となります。そのためには、他の組織との交流やネットワーク化などを通じた活動の活性化や組織体制、財政面等の充実に向けて、サポート役となる中間支援組織の機能強化を図っていく必要があります。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
過去1年間に、地域でのまちづくり活動に参加した市民の割合	59.8%	↑	59.8%

施策の展開

施策1 地区からのまちづくりを推進します

- 地区まちづくり計画に基づく市民の主体的な活動を支援します。
- 地域のまちづくり活動を担う主体が結集する地域自治協議会の設立及び運営を支援します。
- コミュニティセンター等の地域交流拠点施設を地域団体等と連携して運営するとともに、交流機能の維持・確保に向けた整備を行います。

▶ **主な取組**：地区まちづくり計画の推進・改定の支援、地区まちづくり実践補助事業、地域自治一括交付金の交付

施策2 公益的な市民活動を支援します

- 社会課題の解決に向けた公益的な活動を行う市民団体等に対して活動費を助成するとともに、当該活動を発信・周知します。
- 公益的な活動に係る相談や情報提供を行うとともに、法人化等の運営体制の強化に向けた取組を支援します。

▶ **主な取組**：市民提案型まちづくり事業、NPO法人の設立支援

施策3 持続的なまちづくり活動を促進します

- まちづくり団体の体制整備や資金調達等の運営支援、当該団体相互の連携を促進する中間支援を実施します。
- ビジネス的な手法でまちづくり活動の自立性や持続性を高めるソーシャルビジネスやコミュニティビジネスへの展開を支援します。
- 市が実施する事業などについて協働型委託を推進することで、まちづくり団体の安定的な活動基盤の確立を支援します。
- まちづくり団体の持続的な活動を支えるため、リーダーなどの人材育成や若者・女性が参画しやすい環境づくりを支援します。

▶ **主な取組**：まちづくり団体への支援体制の整備、市民団体・組織のネットワーク化の推進、まちづくり講座の開催



市民に期待される役割

- 日頃からの近所付き合いや地域での交流イベントなどへの参加を通じて、お互いの顔が分かる関係を築き、つながりや支え合いの気持ちを育みます。
- 地域におけるまちづくり活動やボランティア活動などに積極的に参加します。
- 地域の課題について関心を持ち、理解を深めることで、その解決に向けた取組を行います。
- 事業者は、ノウハウの提供や人的・資金支援などを通じてまちづくり活動に参加するとともに、従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

政策3 開かれた市政を行う

目指す姿

- 市政情報が分かりやすく提供され市民と共有されるとともに、多様な意見を市政に反映する環境が整っています。

現状と課題

- 本市においては、市政運営の柱として位置付ける「参画と協働のまちづくり」の推進に向けた基本原則として「情報の共有」を掲げており、自治基本条例において「広報及び広聴の充実を図ることにより、市民が必要とする情報を把握するとともに、当該情報を積極的かつ効果的に提供する」ことを定めています。市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを進めるためには、市政の情報や課題を共有しながら相互理解を深めることが重要であり、日頃から幅広い情報の提供に努め、事業進行と連動した適切なタイミングで積極的に情報を発信すること、そして、それに対する市民の意見を広く聴取し、事業に反映させていくことが必要となります。
- アンケート調査で行政情報の入手方法を質問したところ、広報紙（紙面）が86%と際立って高くなっており、次いで防災行政無線（64%）、公式ホームページ（30%）となっています。高齢層では、若年層と比べて積極的に行政情報を取得している様子が見て取れますが、インターネット上での情報取得が課題となっており、若年層については行政に関心を寄せてもらうこと自体が必要となっています。また、令和4（2022）年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されたこと、市内に外国人住民が増加し、多国籍化が進んでいる現状なども踏まえ、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが情報を取得しやすいような環境づくりを進めていく必要があります。
- 本市では、意見や要望、苦情等を広く受け付ける仕組みとして、市ホームページでの受付やご意見箱の設置など、複数の手段・手法を備えており、令和5（2023）年度には市民、地域団体などから約300件の要望や意見の提出がありました。いただいた内容は一元的に管理し、対応状況等を把握できる体制を整えており、数日以内での対応着手に努めているところです。引き続き、広聴の仕組みを確保するとともに、デジタル技術なども活用した効果的な運用について検討していく必要があります。
- 平成28（2016）年末に、情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量のデータを活用することで、新事業・新サービスの創出を目指す官民データ活用推進基本法が施行されました。本市においても、市民の利便性の向上や地域活性化に向けて、保有情報のオープンデータ化やデータの可視化などの取組を進めていく必要があります。

まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
市政情報が分かりやすく提供されていると 感じる市民の割合	46.9%	↑	50.0%



施策の展開

施策1 広報活動を推進します

- 広報紙やホームページ、防災行政無線など、それぞれの特性を踏まえた情報提供を進めるとともに、パブリシティ（報道機関への情報提供）を積極的に活用します。
- 多岐にわたる市政情報について、動画やSNSの活用など、発信内容の受け手を踏まえた広報手段により、市民にとって効果的で分かりやすい情報発信を行います。
- 分かりやすい日本語表現やデジタル技術の活用などにより、情報を受け取りにくい人に配慮した情報提供に努めます。

▶ **主な取組**：広報紙の発行、ホームページ・SNS等での情報発信

施策2 広聴活動を推進します

- 多様な市民ニーズを的確に捉え、市政に反映するため、市民からの意見や要望を受け付け、対応していく広聴活動を推進します。
- 公開型地理情報システム（GIS）や位置情報を活用した要望等投稿システムを構築します。

▶ **主な取組**：要望の受付・回答、公開型GISを活用した要望等投稿システムの構築

施策3 行政情報の公開を推進します

- 情報公開制度の適正運用などにより、行政情報の公開を進めます。
- 行政運営などに重要な役割を果たす各種の統計調査を適切に実施するとともに、国などを通じて調査成果を広く公開し、活用を促進します。
- 市民や大学、民間企業などと共有できる情報を集約し、誰もが手軽に入手し、利用できるよう、行政情報のオープン化や可視化ツールの導入を進めます。

▶ **主な取組**：情報公開制度の適正運用、各種統計調査の実施、公開型GISの活用



市民に期待される役割

- 市民や地域、事業者など様々な主体は、多様な媒体や手段を活用して積極的に情報を受け取り、活用します。
- より質の高い行政サービスにつながる意見や要望などを行政に発信します。

政策4 西脇への関心を高める

目指す姿

- 多くの市民が本市に愛着を感じるとともに、市外の方にも良好な都市イメージが定着することにより、本市に好感を持って積極的に関わる人が増えています。

現状と課題

- 全国的に若年層を中心とした首都圏への人口集中が続いており、兵庫県においても大学進学期・就職期に当たる10歳代後半から20歳代前半の若者が、県外へ多数流出するなど、転出超過数は高水準で推移しています。一方、コロナ禍においては、首都圏周辺への人の流れが創出され、人口動態の改善が見られました。内閣府が実施した調査では、首都圏の若年層で地方移住に関心を示す割合が高い、といった結果も示されています。
- こうした意向を示す若者の多くは「人口密度が低く、自然が豊かな環境」に魅力を感じており、都市部に比較的近接していながら豊かな自然環境を持つという本市の地理的条件は地方移住を促進する上での強みにもなり得ます。都市から地方への新たな人の流れの創出に向けて、本市が有する地域資源などと合わせて良好な都市イメージを効果的に発信し、本市に関心を寄せる方を増やすとともに、都市住民等と地域住民の交流機会の創出、継続的な関係づくりなどにも取り組んでいくことが必要です。
- 一方、関西圏においては、コロナ禍を含めて大阪府への人口集中が続いており、本市においても若年層の転出超過が拡大傾向にあります。本市の魅力発信・移住促進などの取組と合わせて、本市で暮らし続けることを希望する若者、地元に戻ってきたいと考える人を増やしていくことも重要です。市民アンケートでは「住んでいる地域に愛着や誇りを感じる」と回答する割合は60%前後で推移しており、県の同種の調査における北播磨地域の実績値よりも高くなっていますが、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めながら、住みやすさが実感できるまちづくりを進めていくことが必要です。
- 本市には、市外からも多くの生徒を受け入れている特色ある3つの高等学校が立地しており、行政、教育機関、事業者など多様な主体と連携した取組が展開されています。また、市内には大学は立地していませんが、地方創生を契機に大学との連携授業などに取り組んでおり、県内の大学との結びつきが強まっています。高校や大学との連携は、市内で暮らす高校生はもちろんのこと、市外で暮らす若者との貴重な接点となるものであり、こうした取組を展開していくことで、若者の本市への関心を高めていくことが効果的です。また、今後も進行する少子化などを見据え、市内高等学校の活性化を支援するとともに、若者の視点や活力、大学等の専門的な知見を生かしたまちづくりを進めていくことも必要です。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
住んでいる地域に愛着や誇りを感じる市民の割合	58.1%	↑	64.1%

施策の展開

施策1 西脇プライドを醸成します

- 特色ある地域資源や市民が活躍する姿、市独自の施策などを映像化して分かりやすく発信することで、まちの魅力を再認識し、内外に広げる取組を促進します。
- 本市の特色・魅力を実感できるふるさと意識を育む教育や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を、発達段階を踏まえながら推進し、まちに対する誇りや愛郷心を高めていきます。
- ふるさとへの愛着をより高めるため、本市出身者のネットワークづくりや活動支援を進めます。

▶ **主な取組**：動画を活用した市の魅力の発信、小中学校におけるふるさと教育の推進

施策2 良好な都市イメージを発信します

- 地域資源や子育て環境、住みやすさなど本市の多様な魅力に迫る映像コンテンツ等を制作し、SNSや特設サイトなどを活用して広く発信することで、本市に関心を持ち、移住・定住しようとする気持ちを醸成します。

▶ **主な取組**：定住促進サイトやSNS等での情報発信、都市部でのPRイベントへの出展

施策3 高校・大学との連携を推進します

- 高等学校が主体的に進める魅力ある学校づくりや高大連携等の特色ある教育活動を支援するとともに、高校生による探究活動や地域活性化等に向けた取組を支援します。
- 大学等との連携授業を通じて本市の魅力を学生に発信し、本市への関心・興味を喚起するとともに、専門的な知見や外部の視点を生かした連携事業を推進します。

▶ **主な取組**：高校生による地域活動の支援、官学連携の推進



市民に期待される役割

- 本市の多様な魅力を、身近な人や市内外の人に積極的に発信します。
- 各種のイベントや地域活動などに積極的に参加し、本市の魅力の再発見や新たな魅力づくりに取り組みます。

第7章

戦略的で持続可能な行政経営の推進

政策1 行政資源の有効活用を図る

政策2 持続可能な財政運営を行う

政策3 機能的な組織運営を行う

政策4 行政事務を適正に執行する

政策5 分かりやすく利便性の高い窓口業務を行う

政策1 行政資源の有効活用を図る

目指す姿

- 変化の激しい時代に的確かつ柔軟に対応した行政経営が行われ、質の高い行政サービスが効果的・効率的に提供されています。

現状と課題

- 人口減少、少子高齢化等に伴う人口構造の変化や社会保障費の増加、公共施設や社会基盤の老朽化、地域経済に影響を及ぼす新興感染症や物価高騰、近い将来発生が予見される大規模自然災害など、地方公共団体を取り巻く課題は厳しさを増しています。こうした中、本市が将来にわたって持続可能なまちとして発展し続けていくためには、PDCAサイクルによる施策・事業の見直しなどに継続的に取り組み、効果的・効率的な行財政運営を実現していく必要があります。また、社会経済情勢が大きく変化する中、新たな行政課題に対応するためには、事業の緊急性、必要性、優先順位などが高い分野に行政資源を重点的に配分するとともに、民間活力などを積極的に活用しながら、効率的な事務執行体制を構築していくことが必要です。
- 国では、令和2(2020)年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を定め、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現を目指しています。また、地方自治体に対しては、行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させること、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図ることを求めています。本市においては、スマートフォンや活動量計を活用した健康増進の取組、RPAを活用した業務改善など、デジタル技術を活用した事業に取り組んでいますが、国の財政支援制度なども積極的に活用しながら、デジタル活用による行政サービスの向上、庁内業務の効率化などをさらに進めていくことが必要です。
- 道路網の整備や情報通信手段の急速な発展・普及によって、住民の日常生活圏は自治体の枠組みを越えて広がっています。また、厳しい行財政運営が続く中で、共通する行政課題に対して、広域化によるスケールメリットを生かした効率化を図っていくことが求められています。本市では、事務の共同処理を行う一部事務組合の設置や圏域全体で地域の生活を維持しようとする定住自立圏の形成など、近隣市町等と連携した取組を既に進めているところですが、県とも協調しながら、更なる広域連携について検討を進めていく必要があります。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
総合的に西脇市の行政サービスに満足している市民の割合	38.8%	↑	41.8%

施策の展開

施策1 効果的・効率的な行政経営を推進します

- 施策・事業の成果や費用対効果を客観的に把握できる行政評価の更なる推進など、より効果的な行政経営システムの構築を図ります。
- 官民の役割分担を適切に行い、民間委託を推進するとともに、民間の活力・ノウハウの活用など公民連携の手法などについて検討します。
- 統計データなどにより得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案を推進します。
- 多様化する地域課題に対応し、持続可能なまちづくりを展開するため、SDGs未来都市等の地域振興制度の積極的な活用を図ります。

▶ **主な取組**：行政経営システムの推進、SDGs未来都市計画の推進

施策2 自治体DXを推進します

- デジタル技術やデータの活用、業務フローの見直しなどにより行政サービス等の高度化・効率化を推進し、市民の利便性向上を図ります。
- 標準仕様に基づく業務システムの導入やシステム全体の最適化を図るとともに、AIやRPAを活用した行政事務の効率化を進めます。
- 誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、デジタル機器・サービス等に係る学習機会の提供など、デジタルデバイドの解消に向けた取組を進めます。

▶ **主な取組**：業務システムの標準化・共通化対応、行政事務のデジタル化、AI・RPAの活用、地理情報システム(GIS)の活用

施策3 広域的な連携を推進します

- 消防救急業務やごみ処理業務など、近隣市町と一体的に取り組むことが効果的・効率的な事業について、引き続き一部事務組合等による共同処理を行います。
- 広域的な地域課題に対応するため、定住自立圏を形成する近隣市町や県などと連携を強化します。

▶ **主な取組**：一部事務組合による共同処理、定住自立圏共生ビジョンの推進



市民に期待される役割

- ICTを活用した行政サービスの推進に対して理解を深め、できる範囲で利用促進に協力します。
- 広域連携によるまちづくりや事業に対して理解を深め、参加・協力します。

政策2 持続可能な財政運営を行う

目指す姿

- 人口減少社会に対応し、将来にわたって健全で持続可能な財政運営が行われています。

現状と課題

- 令和5（2023）年度末の本市の主な財政指標は、基金残高110億円、地方債残高205億円、実質公債費比率10.4%となっており、将来負担比率は発生していません。基金は市町合併後に一時的に減少しましたが、それ以後順調に積立てを行い、平成28（2016）年度以降はおおむね100億円前後で推移しています。地方債残高は、新庁舎・市民交流施設の整備等により令和2（2020）年度に大きく増加しましたが、地方交付税による財政支援措置のある合併特例債や臨時財政対策債などの占める割合が大きく、健全な財政運営を維持しています。
- 地方税については、令和5（2023）年度決算額は49.6億円となっています。5年前と比較すると約1.9億円増加していますが、合併当時と比較すると、地域経済の低迷や地価下落などを背景に法人市民税や固定資産税が減少しており、財政力指数は低下傾向にあります。
- 今後、団塊の世代の全てが後期高齢者となり社会保障費の増大等が見込まれるほか、中心市街地における基盤整備や教育施設の整備・更新などの大型事業が控えていることから、限られた財源を有効に活用するため、事業の緊急性、必要性、優先順位などを十分検討し、施策・事業の選択と集中を徹底していくことが求められています。また、財政基盤の強化に向け、市税収入や国庫支出金等を積極的に確保し、収入を基本とした予算編成を可能とする財政健全化を推進する必要があります。
- 市政運営の財源として存在感が高まるふるさと納税については、個人版・企業版ともに令和5（2023）年度に過去最高を更新し、様々な事業の財源として活用しています。しかしながら、個人版については、ポイント付与が規制されるなど、国の判断で制度変更が生じるリスクがあり、税額控除の特例が時限措置となっている企業版には、恒久性に課題があります。ふるさと納税について、制度変更などに的確に対応するとともに、寄附受入れの拡大に向けて、引き続き全庁一体となって取組を進めていく必要があります。
- 高度経済成長期等に整備された多くの公共施設や社会基盤が、今後一斉に老朽化の時期を迎えることを踏まえ、総合的なマネジメントを推進し、財政負担の軽減・平準化を図っていくことが必要です。公共施設については、真に必要な機能を維持しつつ総量（面積）を縮減するとともに、保有すべき施設は集約化や計画的な維持管理、耐震化などを進めます。

まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
財政調整基金残高	51.8億円	↑	30億円



施策の展開

施策1 健全な財政運営を行います

- 財政基盤の強化に向け、収入を基本とした予算編成に取り組みます。
- 新地方公会計制度に基づく財務書類や分かりやすい予算説明書等を作成・公開し、財政運営の透明性を高めます。
- 施設等の管理コストを適切に把握し、使用料・手数料の見直しを行うことで、負担の公平化を図ります。

▶ **主な取組**：行政評価と予算編成との連動の推進、使用料・手数料の見直し

施策2 税収を確保します

- 課税客体の的確な把握及び適正公平な賦課を行うとともに、納期限内納付の推進と滞納処分の強化を行い、収納率の向上と収納未済額の縮減を図ります。
- 課税業務や納付手続のデジタル活用を推進し、納税者等の利便性向上と税務業務の効率化を図ります。

▶ **主な取組**：地方税制改正の対応、課税客体の把握の推進、未収金対策の強化

施策3 有利な財源を獲得・活用します

- 個人版・企業版ふるさと納税制度を活用した寄附の受入れを促進し、財源を確保するとともに、地域経済の活性化を図ります。
- 財政措置が有利な起債や補助金などを活用し、財政負担の軽減を図ります。

▶ **主な取組**：ふるさと納税の寄附の受入れ促進、国庫支出金等の活用・確保

施策4 公共施設マネジメントを推進します

- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の統廃合や複合化、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減、耐震化の推進など、公共施設の総合的なマネジメントを推進します。
- 処分可能な市有財産について、売却又は新たな活用方法を検討します。

▶ **主な取組**：公共施設等総合管理計画アクションプランの改定・推進、個別施設計画の策定・推進、旧庁舎等跡地・廃校の活用・処分の検討



市民に期待される役割

- 市の財政状況に関心を持ち、税金の使い道について理解を深めます。
- 税金や受益者負担の必要性について理解を深め、税金や使用料を納付します。

政策3 機能的な組織運営を行う

目指す姿

- 職員の能力が最大限に発揮される機能的な組織が確立され、職員一人ひとりが市民から信頼を得られています。

現状と課題

- 本市では、市町合併後に策定した定員適正化計画等に基づき、計画的な職員数の削減・適正化を推進し、令和5(2023)年度の職員数は717人と、合併時と比較して14人減少しました。看護師など病院事業部門の職員数は増加する一方、普通会計部門の職員数は合併時の337人から228人と約32%減少しており、全国的にも少ない職員数となっています。
- グローバル化やデジタル技術の進展など、社会情勢が急速に変化しており、また、行政サービスに対する市民ニーズの多様化・複雑化も進んでいます。変化が激しく、将来を見通すことが困難な社会が到来しており、社会環境や行政課題の変化に応じて、組織体制をより柔軟に運用していくことが求められています。また、若年人口の減少や人材の流動化などを背景に、地方公務員の受験者数が年々減少するなど、民間部門との人材獲得競争が激化しつつあります。様々な経験や専門性を有する人材の積極的な活用、定年引上げも踏まえた高齢期職員の活躍推進、障害の特性などに応じて能力を発揮できるような障害者雇用の推進など、多様な人材の確保とともに、その定着を図ることが必要です。
- 人口減少・少子高齢化の進行などを背景に社会が急速に変化しており、地方公共団体の職員に求められる能力や資質も変化しています。そのような中、DX(デジタル・トランスフォーメーション)や多様化・複雑化する行政課題に対応し、行政サービスの向上を図っていくためには、新たに必要とされる知識・技能を職員がリスキリングできる環境や、現在求められている役割の中でスキルアップできる環境を整えることが必要です。
- 近年、職場に求められる価値観が「仕事のやりがい」「組織への貢献」「自己成長」などに変化しており、地方自治体においても、職員の学びの機会の確保や知識を生かせる配置などを進め、エンゲージメント向上の取組を進めていく必要があります。さらに、平成30(2018)年の働き方改革関連法により、地方公務員においてもワーク・ライフ・バランスを保ちながら職務に従事できる環境整備が求められており、デジタル技術を活用した業務改革や、多様な働き方の推進、職場環境の充実などに取り組むことが必要です。
- 公務員は全体の奉仕者として、市民の信託を得て公務に従事することを踏まえ、法令等を遵守し、市民から信頼される職員であることが求められます。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
市職員は熱心に仕事に取り組んでおり、信頼できると感じる市民の割合	51.0%	↑	55.0%

施策の展開

施策1 機能的な組織を確立します

- 社会情勢や行政需要の変化を踏まえ、適時適切に組織機構を見直すとともに、部局横断的なプロジェクトチームの設置など柔軟で機動性のある組織体制を進めます。
- 定員管理計画に基づき、計画的な職員採用を行い、職員数の適正管理を図るとともに、専門性等を有する外部人材の活用を検討します。
- 新たに策定する人材確保に係る指針に基づき、公務の魅力発信や採用方法の見直しなどに取り組み、登用人材の多様化や専門職・技術職等の確保を図ります。

▶ **主な取組**：職員定員の適正管理、行政課題に対応した組織整備、定年引上げへの対応

施策2 組織を支える人材を育成します

- 求められる職員像や人材育成方策等を示す人材育成の基本方針を策定するとともに、職員の能力・資質の向上に向け、多様な研修機会を創出します。
- 人事評価制度や自己申告書などを活用し、職員の能力や適性を的確に把握し、能力が最大限に発揮できる人事管理に努めます。
- 女性職員のキャリア形成等を支援し、管理監督職への登用や幅広い部門・職種への配置を積極的に進めます。
- 市民から信頼される職員となるため、職員一人ひとりが公務員としてふさわしい倫理観を高く保つための取組を行います。

▶ **主な取組**：職員研修の充実、OJT研修の実施、人事評価制度の適正な運用、コンプライアンス研修の実施、公益通報制度の適正な運用

施策3 働きやすい職場環境を整えます

- 職員一人ひとりが行政課題の発見や職務改善に意欲的に取り組み、やりがいを持っていきいきと働くことができる職場環境を整備します。
- デジタル活用による業務効率化や業務量の平準化などを推進することにより、時間外勤務の適正化や年次休暇の取得促進に取り組みます。
- 男性職員等の育児休業の取得や柔軟な働き方の促進により、育児等と仕事の両立を支援します。
- 職場におけるハラスメントを未然に防止するとともに、当該行為の解消に向けた体制を整備することで、安心して働ける職場づくりを進めます。

▶ **主な取組**：働き方改革の推進、育児休業の取得促進、ハラスメント防止対策の推進



市民に期待される役割

- 全体の奉仕者としての公務員の役割や業務を理解し、地域社会をより良くするための助言を行います。

政策4 行政事務を適正に執行する

目指す姿

- 法令等に基づいて透明で公正な行政事務が執行されているとともに、行政情報が適切に管理されています。

現状と課題

- 本市では、令和5(2023)年4月に改正された個人情報の保護に関する法律に基づいて、個人情報の適正かつ厳正な運用を行っています。また、情報セキュリティ対策についても、令和4(2022)年度に更なる強靱化を図り、サイバー攻撃などに備えたネットワークの監視強化を進めています。市が保有する個人情報について、より適正に取り扱い、また、自己に関する個人情報の開示・訂正等を請求する権利を保障することによって、個人の権利利益の保護を図る必要があります。
- 一般競争入札を基本に、公正で透明性の高い入札業務を行うとともに、統括検査官を配置し、公共工事等の検査・検収等を実施しています。また、令和4(2022)年から入札参加資格審査申請のオンライン化や電子入札を開始し、事務の効率化、事業者の負担軽減等に取り組んでいます。引き続き、公正で透明性の高い入札を実施するとともに、公共工事等の品質確保に向けた検査等を適切に行う必要があります。
- 地方分権の進展や行政サービスの拡大などに伴う会計業務の増加に加えて、公金収納のデジタル化や小切手の電子化、金利政策の変更など、自治体会計を取り巻く環境が変化しています。地方公共団体として、公金を適正に取り扱うことは基本であり、社会経済の変化に適切に対応するとともに、職員一人ひとりが会計業務に係る知識を習得し、適正に事務処理を進めていくことが必要です。
- 法令及び市監査基準等に基づいて、監査委員による定期監査、決算審査、例月出納検査などを実施しています。地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理などについて監査し、これらの事務等の適法性・能率性の確保を図ることにより、行財政運営の健全性や透明性を高めていくことが必要です。
- 多様化・高度化する行政課題に対して質の高い行政サービスが求められている状況や人事評価制度の導入・運用などを踏まえ、職員が職務に専念し、その能力を十分に発揮できるよう、職員の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を講じる職場環境を整備する必要があります。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
懲戒処分件数	0件	→	0件

施策の展開

施策1 行政情報の適切な管理を行います

- 個人情報や行政情報の適切な取扱いを徹底するため、必要なシステムの導入・運用や情報セキュリティポリシーの見直しなどを行うとともに、職員の情報管理能力の向上と意識改革を図ります。

▶ **主な取組**：個人情報保護制度の適切な運用、情報セキュリティ対策の推進

施策2 公正で透明性の高い契約事務を行います

- 公正で透明性の高い入札を行うとともに、電子入札の実施や入札参加資格審査申請の事務負担軽減などにより、入札に参加しやすい環境づくりを進めます。
- 関係部署と連携し、契約内容等に基づいた正確な検査事務を推進し、公共工事などの品質の確保を図ります。

▶ **主な取組**：公正で透明性の高い入札の執行、公共工事検査等の適正実施

施策3 適正な会計処理を行います

- 法令等に基づき適正な出納事務を執行するとともに、職員に正確な会計知識を普及します。
- 金利政策に注視しながら、安全性、流動性、収益性を確保した資金運用を行います。

▶ **主な取組**：会計業務の適正実施、基金の適正運用

施策4 監査業務を行います

- 法令等に基づき、行政運営の合規性を基本に、効率性・有効性も重視した的確な監査業務を行います。

▶ **主な取組**：監査業務の的確な実施

施策5 公平審査事務を行います

- 職員の職務遂行に当たって、職員の権利を保障し、勤務条件の適正化を図るため、公正・中立な立場から公平審査事務を行います。

▶ **主な取組**：公平審査事務の的確な実施



市民に期待される役割

- 公共の利益の増進を目指す全体の奉仕者として、適法性や公平性が求められる公務員の職責に対して理解を深めます。
- 行政事務の執行に当たって不正が疑われる場合は、速やかに市などに連絡します。

政策5 分かりやすく利便性の高い窓口業務を行う

目指す姿

- 正確で丁寧な対応と分かりやすく利用しやすい窓口サービスが提供されています。

現状と課題

- 本市では、令和3(2021)年度の新庁舎・市民交流施設の整備に合わせ、バリアフリー環境の整備、子育て関係窓口の集約化、証明書発行コーナーの設置など、年齢や障害の有無などにかかわらず、来庁者にとって使いやすく、分かりやすい環境づくりを進めてきました。また、亡くなられた方に関する行政手続をワンストップで対応する「おくやみコーナー」や、子ども連れの家族や妊産婦を優先する「こどもファスト・トラック優先窓口」の開設など、来庁者に寄り添った取組を進めています。
- 個人情報への意識の高まりや社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入・普及などにより、窓口での手続が複雑・高度化していることに加えて、日本語での意思疎通が困難な人の手続が増加しており、来庁者への対応・事務処理に要する時間は増加する傾向にあります。
- 今後も多くの地方公共団体において、人口減少・少子高齢化が進み労働力不足が深刻化すると見込まれており、地方自治体のサービス水準を従来どおりのやり方で維持することには限界があるとされています。こうした中、限られた行政資源で住民の生活スタイルやニーズの多様化に対応していくためには、デジタル化を通じて住民との接点の多様化・充実を図る自治体フロントヤード改革を推進していく必要があります。
- 本市では、オンラインでの手続が可能な業務の拡大やコンビニエンスストアでの証明書発行の充実、書かない窓口の導入などのデジタル活用を進めていますが、こうした取組の更なる拡大・推進とともに、行政サービスの提供方法や内部業務のプロセスを根本から見直し、最適化することを目指すBPRに並行して取り組むことで、住民サービスの利便性向上と業務効率化を進め、更なるサービスの充実や人的資源のシフトにつなげていくことが期待されます。
- 少子高齢化や核家族化の進行など市民生活を取り巻く社会環境が変化する中で、日常生活の中で抱える問題や悩み事などが多様化・複雑化しています。安心を実感できる暮らしを支えるため、時代に対応した相談機能の充実を図っていく必要があります。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
市役所の窓口サービスは利用しやすいと感じる市民の割合	61.4%	↑	64.0%

施策の展開

施策1 窓口サービスを充実します

- 証明書発行コーナーの設置やコンシェルジュの配置などにより、効率的で丁寧な窓口サービスを実施します。
- ライフイベントに係る行政手続の集約化や休日窓口サービスの開設などにより、窓口サービスの利便性を高めます。
- 多言語翻訳や手話への対応など、意思疎通支援機器・サービス等を導入・活用し、包摂的な窓口サービスを提供します。

▶ **主な取組**：休日窓口サービスの実施、行政手続の集約化

施策2 窓口サービスのデジタル活用を推進します

- オンライン申請や手数料の電子決済など、行政手続におけるデジタル活用を推進することで、来庁機会の削減等の利便性の向上と業務負担の軽減を図ります。
- 来庁者の行政手続の負担軽減に向けて、デジタル技術を活用した申請支援サービスの導入を拡大します。

▶ **主な取組**：書かない窓口・オンライン申請の対象業務の拡大

施策3 安心できる相談業務を行います

- 市民が抱えている日常生活の様々な問題や不安を解消するために、各種相談業務を実施します。
- 相談業務に係る広報啓発を行うとともに、プライバシーに配慮した利用しやすい相談環境を確保します。
- 来庁や意思疎通が困難な人などを対象に、デジタル技術を活用した相談対応に取り組みます。

▶ **主な取組**：法律相談、行政相談の実施



市民に期待される役割

- 自ら相談を申し出ることができない人を見つけた場合は、市の相談窓口を紹介するなどの手助けをします。
- マイナンバーカードの活用やコンビニエンスストアでの証明書の交付など、新しいサービス提供方法に対する理解を深め、必要に応じて利用します。